

《 介護保険負担限度額認定申請書を提出される方へ 》

介護保険負担限度額認定の負担段階が、**令和3年8月から次のとおり変更**となります。

令和2年度（令和3年7月利用）分までは、預貯金等の**資産要件が1,000万円以下**でしたが、令和3年度（令和3年8月利用）分からは所得状況に応じて、**預貯金等の資産要件が異なります**ので、**対象にならなくなる場合**が考えられます。

詳しくは、下の表でご確認ください。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	※世帯全員が市民税非課税 高齢福祉年金受給者						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】
4	第1～第3段階以外の方 (基準費用額)		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合の金額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護、短期入所療養介護の場合の金額です。

- ・この負担限度額認定の決定については、今年度の市民税の課税状況で判定します。
(ただし、4月から7月までの申請については、前年度の課税状況による)
- ・年度途中で世帯員、課税状況、預貯金額、収入額等に変更があった際には、判定が変わる
(対象→対象外、対象外→対象になる)場合があります。

対象 → **対象外になった場合**、返金していただく場合がありますのでご確認ください。

対象外 → **対象になった場合**、再度の申請が必要となります。

・負担限度額認定の有効期間は、申請書を**提出された月の初日（更新案内による早期提出の場合は8月1日）**から7月31日までです。**※8月中に申請されれば8月1日からのもの**が交付されます。

継続して利用される方は、**毎年要件の確認が必要**なため、更新申請の必要がありますので、忘れずに申請の手続きを行ってください。